

議案第14号

和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市立公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市立公園条例の一部を改正する条例

和光市立公園条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
上谷津公園	(略)	上谷津公園	(略)
<u>西本村さくら公園</u>	<u>和光市下新倉四丁目2141番地1</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月17日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

既設の借地公園を購入したので、新たな都市公園として加えることから、地方自治法第96条第1項第1号及び第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものである。